

城西大学における文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等に係る基本方針について

この方針は、国及び独立行政法人から城西大学（以下「本学」という。）に配分される競争的資金を中心とした公募型の研究費（以下「公的研究費等」という。）の適正な運営・管理を図るため、本学の責任体系及び不正防止体制等を定め、適正な研究活動を一層推進するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1. 本学の運営・管理に関わる責任体系

(1) 公的研究費等の運営・管理に関わる責任体系

公的研究費等の運営・管理を適正に行うため、本学の公的研究費等の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して学内外に対して責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その責任体系を学内外に周知・公表するものとする。

(イ) 大学全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

(ロ) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

(ハ) 各部局等における公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下、「コンプライアンス推進責任者」という。）を置く。コンプライアンス推進責任者は、部局の組織レベル等に応じて複数のコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

(2) 監事の役割

監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用の状況について大学全体の観点から確認する。また、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認する。監事は、これらの確認をした結果について、理事会等で定期的に報告し、意見を述べる。

2. ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、公的研究費等の事務処理手続きに関するルールについては、別途「事務手続き」を定め、明確かつ統一的な運用を図るとともに、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員等に分かりやすい形で周知する。

3. 職務権限の明確化

最高管理責任者は、公的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務分担の実態と乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。

4. 関係者の意識向上

コンプライアンス推進責任者は、部局内の公的研究費等の運営・管理に係る全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況等を管理・監督する。また、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、継続的な啓発活動を実施する。

5. 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

最高管理責任者は、学内外からの告発等を受け付ける窓口を設置し、不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定める。また調査の実施に際しては、調査方針、調査対象及び方法等を配分機関に報告し、協議するとともに、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合でも、速やかに認定し、配分機関に報告する。加えて、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関から要請された不正に関する事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じる。

6. 不正防止対策推進部署の設置

最高管理責任者は、大学全体の観点から不正防止対策の推進を担当する部署として、不正防止対策推進部署を設置する。

7. 不正防止対応計画

最高管理責任者は、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を別途定めるものとする。

8. 公的研究費等の適正な運営・管理活動

不正防止対策推進部署及び関連部署は、公的研究費等の適正な予算執行の管理を行うとともに、不正が発生することを防止するためのシステムを作り、管理する。

9. 不正な取引に関与した業者の処分方針

不正な取引に関与した業者については、本学規定等に準じて取り扱うものとする。

10. 情報発信・共有化の推進

最高管理責任者は、公的研究費等の使用に関する大学内外からのルール等の相談を受け付ける窓口を設置するとともに、公的研究費等の不正使用に関する取り組みを外部に公表する。

11. モニタリング及び内部監査

内部監査室は、効果的かつ実効性のある内部監査を実施するために、監事及び不正防止対策推進部署と連携し、必要な情報提供等を行うとともに、財務状況に関する経理監査及び検証、不正防止のための体制の検証、研究活動上の不正発生要因を把握して、それに応

じた効果的且つ実効性のあるモニタリング、大学全体の視点から公的研究費等の管理・運営及び研究活動上の不正行為防止体制などについて改善を重視した監査を実施し、意見交換を行う。また、内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動に活用するなど大学内での周知を図り、同様のリスクが発生しないよう徹底する。

2015年10月8日付で一部改正

2021年11月5日付で一部改正

2022年8月3日付で一部改正

2024年11月1日付で一部改正

2026年4月1日付で一部改正